

## 「名古屋港管理組合リサイクルガイドライン実施要綱」 新旧対照表

ページ	記述内容	新(平成 30 年 7 月 1 日より実施)	旧
4	(工事着手前と完了時の書類提出) 第 15 条	七 マニフェスト <u>管理台帳</u>	七 マニフェスト <u>の写し</u>
4	(リサイクル状況の集約への協力) 第 16 条	3 受注者は、特定調達物品を集約するため、完了時に公共工事特定調達物品等実績表については、電子データ <u>を</u> 提出しなければならない。	3 受注者は、特定調達物品を集約するため、完了時に公共工事特定調達物品等実績表については、電子データ <u>及び打ち出し様式の 2 種類で</u> 提出しなければならない。